


所管部課		都市建設部 都市計画課	部長	田辺 康弘		
件名		令和4年度東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付要綱外5件について				
		区分	1 審議事項	○	2 報告事項	
関係事項	条例規則	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）…①、②、③ 東大和市補助金等交付規則…④、⑤、⑥				
	部課機関					
1 要旨						
<p>都市建設部所管の下記の単年度要綱を制定するものである。</p> <p>(1) ③の単年度要綱は新規制定である。</p> <p>それ以外の単年度要綱は、令和3年度に単年度要綱として制定されていたものである。</p> <p>(1) 年度を改める（②は年度を改めるほか所要の修正を行う。③は新規制定。）</p>						
単年度要綱名			主管課			
①令和4年度東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付要綱			都市計画課（都市づくり課）			
②令和4年度東大和市木造住宅耐震改修費助成金交付要綱			都市計画課（都市づくり課）			
③令和4年度東大和市通行障害建築物となる組積造の塀耐震改修費等助成金交付要綱			都市計画課（都市づくり課）			
④令和4年度東大和市街路灯電気料金補助金交付要綱			土木課（道路交通課）			
⑤令和4年度東大和・武蔵村山交通安全協会補助金交付要綱			土木課（道路交通課）			
⑥令和4年度東大和市雨水浸透施設設置補助金交付要綱			下水道課			
<p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 上記要綱を制定することにより、適切な事務処理を行うことができる。</p>						
2 経過（現時点に至るまでの経過）						
3 留意事項（問題点等）						
4 主管部処理案（検討結果等）						
<p>庁議終了後、各主管課において速やかに事務手続きを進めたい。</p>						
5 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。